

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 8 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 予算決算委員会分科会における議案審査の運営に関する申し合わせ事項について
- 3 市役所の開庁時間変更に伴う議会運営等の対応について
- 4 電子メールで提出された一般質問通告書の取扱いに関する申し合わせ事項について
- 5 本会議及び委員会の中継映像の二次利用について
- 6 行政調査の実施に伴う閉会中の委員派遣について
- 7 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 令和 8 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第 1 日目、第 2 日目以降
- 3 令和 8 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書提出を求める請願

【議題 2 資料】

- 5 予算決算委員会分科会における議案審査の運営に関する申し合わせ事項 正副委員長案

【議題 3 資料】

- 6 市役所の開庁時間変更に伴う議会運営等の対応について

【議題 4 資料】

- 7 電子メールで提出された一般質問通告書の取扱いに関する申し合わせ事項 正副委員長案

【議題 5 資料】

- 8－1 尾張旭市議会ホームページ（委員会中継）
- 8－2 尾張旭市議会ホームページ（委員会中継） 正副委員長案

【議題 6 資料】

なし

【議題 7 資料】

- 9 尾張旭市議会ホームページ（陳情一覧）

令和8年第5回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期24日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日	8月25日	火	午前9時30分	本会議 1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 第37号議案から第43号議案まで 上程、提案理由の説明 6 同意案第14号 上程、提案理由の説明 7 認定第1号から認定第8号まで 上程、提案理由の説明
第2日	8月26日	水		休会
第3日	8月27日	木		〃
第4日	8月28日	金		〃
第5日	8月29日	土		〃
第6日	8月30日	日		〃
第7日	8月31日	月	午前9時30分	本会議 1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願
第8日	9月1日	火	〃	〃
第9日	9月2日	水	〃	〃
第10日	9月3日	木	午前9時30分	本会議終了後 予算決算委員会（全体会） 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 分科会への割り振り
第11日	9月4日	金		休会
第12日	9月5日	土		〃
第13日	9月6日	日		〃
第14日	9月7日	月		〃
第15日	9月8日	火	午前9時30分	福祉文教委員会 福祉文教委員会終了後 福祉文教分科会 付託議案等の審査
第16日	9月9日	水	午前9時30分	都市環境委員会 都市環境委員会終了後 都市環境分科会 付託議案等の審査
第17日	9月10日	木	午前9時30分	総務委員会 総務委員会終了後 総務分科会 付託議案等の審査
第18日	9月11日	金		分科会予備日
第19日	9月12日	土		休会
第20日	9月13日	日		〃
第21日	9月14日	月	午前9時30分	予算決算委員会（全体会） 分科会会長報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第22日	9月15日	火		休会 （予定：午前9時30分 各派代表者会）
第23日	9月16日	水	午前9時30分	議会運営委員会
第24日	9月17日	木	午前9時30分	本会議 1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
 - （ 安田 吉宏 議員 ）
 - （ 若杉 たかし 議員 ）
- 第 2 諸報告
 - （1）議長報告
 - （2）市長報告
- 第 3 会期の決定
 - （会期 24 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 第37号議案から第43号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 6 同意案第14号
上程、提案理由の説明
- 第 7 認定第1号から認定第8号まで
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 請願

令和8年第5回（9月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

1 議案（7件）

番号	件名
第37号議案	令和8年度尾張旭市一般会計補正予算（第2号）
第38号議案	令和8年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第39号議案	令和8年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第40号議案	令和8年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第41号議案	尾張旭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第42号議案	尾張旭市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第43号議案	尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の指定管理者の指定期間の変更について

2 同意案（1件）

番号	件名
同意案第14号	教育委員会委員の任命について

3 認定（8件）

番号	件名
認定第1号	令和7年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和7年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和7年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和7年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和7年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和7年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和7年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第8号	令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 案 等 の 概 要

1 議案（7件）

第 3 7 号議案 令和 8 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 2 号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額		32, 577, 663	補正予算額	290, 987	補正後予算額	32, 868, 650
歳入	配当割交付金					30, 000
	株式等譲渡所得割交付金					30, 000
	地方消費税交付金					△50, 000
	地方交付税					△30, 273
	国庫支出金					
	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金					27, 792
	繰越金					252, 199
歳出	財政調整基金積立金					126, 100
	減債基金積立金					△32, 498
	後期高齢者医療療養給付費負担金					71, 769
	賄材料費					28, 000
	国県支出金等返納金					45, 000
債務負担行為補正 1 件、地方債補正 2 件						

第 3 8 号議案 令和 8 年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	7,287,000	補正予算額	212,182	補正後予算額	7,499,182
歳入	繰越金				211,974
歳出	基金積立金				211,974

第 3 9 号議案 令和 8 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前予算額	7,470,000	補正予算額	117,360	補正後予算額	7,587,360
歳入	繰越金				111,153
歳出	基金積立金				88,344
	諸支出金				29,016

第 4 0 号議案 令和 8 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	1,997,000	補正予算額	10,265	補正後予算額	2,007,265
歳入	繰越金				10,265
歳出	後期高齢者医療広域連合納付金				10,551

第 4 1 号議案 尾張旭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市民課）

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第 4 2 号議案 尾張旭市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市民活動課）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日

第 4 3 号議案 尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の指定管理者の指定期間の変更について（財政課）

指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

2 同意案（1 件）

同意案第 1 4 号 教育委員会委員の任命について（人事課）

令和 8 年 9 月 3 0 日で任期満了となる教育委員会委員 鈴木 厚子 氏の後任として 山下 恵里奈 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

3 認定（8 件）

一般会計、特別会計及び企業会計における令和 7 年度決算の認定等

認定第 1 号 令和 7 年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 7 年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 7 年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 7 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 7 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 7 年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第 8 号 令和 7 年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

＜市長報告（３件）＞

(1) 令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による報告を行う。

(2) 令和７年度尾張旭市一般会計継続費の精算について（財政課）

地方自治法施行令第１４５条第２項の規定による報告を行う。

(3) 専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第２項の規定による報告を行う。

・道路維持管理上の瑕疵による事故

損害賠償額 259,900円（過失割合100%） 専決年月日 令和８年８月１２日

尾張旭市議会
議長 さかえ 章演 殿

令和8年8月7日

紹介議員

谷口 武司 田比野 和雄
安田 吉宏 秋田 まこと

請願者住所 尾張旭市東栄町三丁目5番1
請願者氏名 尾張旭市教員組合
執行委員長 三 浦

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書提出を求める請願

1 請願趣旨

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、尾張旭市民の切なる願いです。本市の学校現場では子どもたちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、子どもたちを取り巻く教育環境に対して、一人一人に応じた適切な教育を行うための十分な時間が確保できないなど、課題は依然として解決されていません。

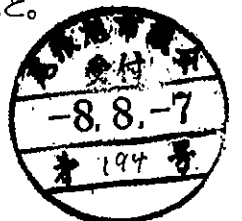
本年度は、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定されました。その内容は、中学校学級編成標準の35人学級への段階的引き下げ、小・中学校養護教諭複数配置基準の引き下げ、小学校4年生の教科担任制の拡大、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善計画が含まれています。しかしながら、養護教諭複数配置基準においては、改善されたものの、概算要求に示された改善案に対しては、まだまだ不十分なものであると言えます。本市の子どもたちの健やかな成長を支えていくために、教育現場に山積する課題に対応していくために、子どもたち一人一人に応じた適切な教育を行うために、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級の更なる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が必要です。

また、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は過去において、二分の一から三分の一へ引き下げられ、自治体の財政を圧迫し続けています。自治体の規模にかかわらず、教育の機会均等と教育水準確保のために、義務教育国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善が必要です。

つきましては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について請願いたします。

2 請願内容

1. 「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善をすること。



「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、尾張旭市民の切なる願いである。本市の学校現場では子どもたちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、子どもたちを取り巻く教育環境に対して、一人一人に応じた適切な教育を行うための十分な時間が確保できないなど、課題は依然として解決されていない。

本年度は、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定された。その内容は、中学校学級編成標準の35人学級への段階的引き下げ、小・中学校養護教諭複数配置基準の引き下げ、小学校4年生の教科担任制の拡大、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善計画が含まれている。しかしながら、養護教諭複数配置基準においては、改善されたものの、概算要求に示された改善案に対しては、まだまだ不十分なものであると言える。本市の子どもたちの健やかな成長を支えていくために、教育現場に山積する課題に対応していくために、子どもたち一人一人に応じた適切な教育を行うために、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級の更なる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が必要である。

また、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は過去において、二分の一から三分の一へ引き下げられ、自治体の財政を圧迫し続けている。自治体の規模にかかわらず、教育の機会均等と教育水準確保のために、義務教育国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善が必要である。

よって下記の事項について強く要望する。

記

- 1 「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

尾 張 旭 市 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛

予算決算委員会分科会における議案審査の運営に関する申し合わせ事項

(令和8年 月 日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、予算決算委員会分科会における議案審査の円滑化及び充実に資するため、分科会での議案説明に代えて説明資料を配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 説明資料の提出期限

本会議一般質問3日目を予定している日までとする。

※ 本会議一般質問の日数が3日に満たない場合であっても、本会議一般質問3日目を予定している日を期限とする。

2 説明資料の提出方法

担当部署は所管部長等の説明資料を取りまとめ、電子データにより議会事務局へ提出するものとする。

3 議員への配付方法と時期

説明資料は、本会議一般質問3日目を予定している日の翌日中に、電子データにより配付する。

※ 説明資料がそろい次第、速やかに配付する。

4 説明資料の取扱い

- (1) 説明資料は、議案の内容を事前に確認するための資料であり、分科会の会議資料ではない。
- (2) 分科会の会議資料ではないため、会議システムには掲載しない。

5 説明資料の公開

- (1) 傍聴者の閲覧資料として、分科会当日に設置する。
- ~~(2) 市議会ホームページにおいて、分科会当日の午前9時に公開する。~~
- (3) 会議録に参考資料として掲載する。

市役所の開庁時間変更に伴う議会運営等の対応について

令和8年10月1日から市役所の開庁時間が変更されることに伴い、市議会として次のとおり対応する。

1 開庁時間の目的及び変更内容

【目的】

- ① 政策立案・情報共有等の時間の確保（業務改善）
- ② 職場環境の改善（働き方改革）

変更前（令和8年9月30日まで）
午前9時から午後5時まで



変更後（令和8年10月1日から）
午前9時から午後4時まで

2 協議事項

- (1) 本会議及び委員会等（各派代表者会・全員協議会含む。）の会議時間
午前9時30分から午後5時まで（変更なし）

- (2) 傍聴者への対応
午前9時から午後5時まで（変更なし）

- (3) 通告書（一般質問・議案質疑・討論）の受付

変更前
午前9時から午後5時まで



変更後
午前9時から午後4時まで

- (4) 請願・陳情・要望の受付

変更前
午前9時から午後5時まで



変更後
午前9時から午後4時まで

3 変更時期

令和8年10月1日から

電子メールで提出された一般質問通告書の取扱いに関する申し合わせ事項 (令和8年 月 日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、電子メールで提出された一般質問通告書（以下「通告書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 電子メールで提出された通告書について

- (1) 通告書の受付開始日（以下「開始日」という。）の前日の午前9時から午後3時までに提出されたものは、開始日の午前9時に受け付けたものとし、質問順を決めるくじ引の対象とする。

なお、前日の午前9時より前に提出されたものは受け付けしない。

例 開始日 4/15 4/14 午前9時から午後3時までに提出
⇒ 4/15 午前9時に受付

- (2) 開始日の前日の午後3時から開始日の午前9時30分までに提出されたものは、開始日の午前9時30分に受け付けたものとする。

例 開始日 4/15 4/14 午後3時から4/15 午前9時30分までに提出
⇒ 4/15 午前9時30分に受付

- (3) 開始日の午後5時から翌日の午前9時までに提出されたものについては、翌日の午前9時に提出されたものと見なす。

例 開始日 4/15 4/15 午後5時から4/16 午前9時までに提出
⇒ 4/16 午前9時に受付

- (4) 電子メールで提出されたものについては、議会事務局職員がメールの受信、添付データを確認次第、備付けの受付簿に議員名、提出時刻を代理記入する。
- (5) 通告書のデータが添付されていないメールについては、提出されたものとして取り扱わない。

2 質問順の決定

- (1) 開始日の午前9時までに受け付けた通告書

ア 議長若しくは副議長又は議長が指名する者の立会いの下、くじ引で質問順を決定する。初めに「くじを引く順番」を決めるくじ引をする（直接提出と電子メール提出を合わせた中での通告書の提出順に引く。）。次に「くじを引く順番」の順で、「質問順」を決めるくじを引く。

イ 電子メールで提出した議員については、窓口に来庁する必要がないよう、議会事務局職員が代理でくじ引をする。

(2) 開始日の午前9時より後に受け付けた通告書

ア 窓口で提出されたものについては、受付次第、質問順を決定する。

イ 1の(2)に該当するものは、開始日の午前9時30分となった時点で、電子メールの受付順に質問順を決定する。

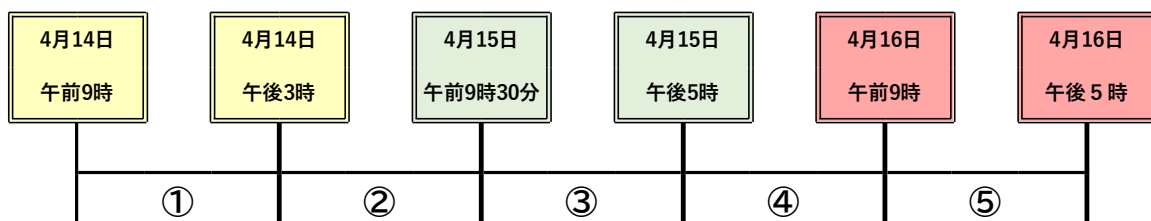
ウ 開始日の午前9時30分より後は、窓口、電子メールのどちらで提出した場合でも、受付順に質問順を決定する。

エ 1の(3)に該当するものについては、電子メールの受付順で質問順を決定する。

3 留意事項

- (1) 確認漏れなどを防ぐため、電子メールで提出した後、議会事務局に送信したことを必ず電話で連絡する。
- (2) 提出時刻は、メールの受信時刻ではなく、議会事務局職員がメールを確認した時刻とする。

【メールの提出例（4月15日及び4月16日が質問受付日の場合）】



- ① 4/15の午前9時に受け付けたものとし、くじ引の対象とする。
- ② 4/15の午前9時30分に受け付けたものとし、午前9時30分になった時点で、受付順に質問順を決定する。
- ③ 受付順に質問順を決定する（直接提出と同じ。）。
- ④ 4/16の午前9時に受け付けたものとし、午前9時になった時点で、受付順に質問順を決定する。
- ⑤ 受付順に質問順を決定する（直接提出と同じ。）。

委員会中継（ライブ・録画）



ページID：0003461 更新日：2024年12月13日更新

委員会中継（ライブ・録画）

令和6年第3回（6月）定例会より、YouTube（ユーチューブ）社が運営する動画配信サービスを利用した、委員会中継を実施します。

委員会中継の視聴にあたっては、下記の視聴方法及び注意（免責）事項に同意の上、ご覧ください。

開催日程

委員会の開催予定についてはこちらをクリックしてください。

[会議等の日程](#)

視聴方法

[YouTube「尾張旭市議会公式チャンネル」](#) <外部リンク>

注意（免責）事項

- ・ライブ配信及び録画配信は、尾張旭市議会の公式記録ではありません。公式な記録は、会議録（文字）をご覧ください。
- ・ライブ配信及び録画配信の映像の著作権は、本市議会に帰属します。なお、ライブ中継の映像等を他のウェブサイトや著作権物等に転載しないでください。また、著作権法で許された範囲を超えて複製しないでください。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変しないでください。
- ・YouTube(ユーチューブ)社のサイト画像に表示される企業広告は、本市議会とは一切関係ありません。また、広告によるいかなる損害についても、本市議会は一切責任を負いません。
- ・中継が正常に視聴できないあるいは視聴することによる何らかの損害が生じた場合、本市議会は一切責任を負いません。
- ・多くの方が同時にアクセスした場合やYouTube(ユーチューブ)社のメンテナンス、ご使用になる端末(パソコン・スマートフォン等)やインターネット接続環境によっては、議会中継をスムーズに視聴できない場合があります。
- ・YouTube(ユーチューブ)社のサービス内容の変更によって、ライブ中継が実施できなくなる、録画中継が削除される等、予告なく委員会中継の実施内容を変更することがあります。
- ・視聴に係るシステム要件及び利用規約など、詳しくはYouTube(ユーチューブ)社のウェブサイトにてご確認ください。

関連情報

[Youtube（ユーチューブ）社利用規約](#) <外部リンク>

このページに関するお問い合わせ

議事課 （議事係・庶務係）

尾張旭市東大道町原田2600-1

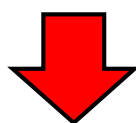
Tel：0561-76-8186

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

尾張旭市議会ホームページ（委員会中継） 正副委員長案

【修正前】

ライブ配信及び録画配信の映像の著作権は、本市議会に帰属します。なお、ライブ中継の映像等を他のウェブサイトや著作権物等に転載しないでください。また、著作権法で許された範囲を超えて複製しないでください。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変しないでください。



【修正後】

ライブ配信及び録画配信の映像・音声の著作権は、本市議会に帰属します。著作権法で認められた「私的使用のための複製」や「引用」などを超える二次利用はしないでください。

(掲載案) 陳情一覧



ページID : 0056443 更新日 : 2026年8月24日更新

陳情一覧

市議会で受理し、全議員へ写し（データ）を配付した陳情の一覧を掲載しています。

令和8年

11月〇日開催 議会運営委員会 文書表提示分

- ○○○○○○○○○○○を求める陳情
- ○○○○○○○○○○○を求める陳情
- ○○○○○○○○○○○を求める陳情

8月24日開催 議会運営委員会 文書表提示分

- ○○○○○○○○○○○を求める陳情
- ○○○○○○○○○○○を求める陳情
- ○○○○○○○○○○○を求める陳情

このページに関するお問い合わせ

議事課 （議事係・庶務係）

尾張旭市東大道町原田2600-1

Tel : 0561-76-8186

[メールでのお問い合わせはこちら](#)